

物 件 調 書

物件名	旧石城川駐在所跡地			
	物件の所在	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
	由布市挾間町来鉢字フクロヲ 20番1 同 所 21番4	宅地 宅地	290.81 3.84	290.81 3.84
接 面 道 路	南西側に約12m舗装県道別府挾間線 (①) 及び舗装市道別府挾間線 (②)、北西側に約3mコンクリート舗装県道別府挾間線 (③)		形 状	やや不整形
道路との高低差	①概ね等高 ②県有地を介して概ね等高 ③約0.3m高い		/	/
法令等に基づく制限	都市計画	用途無指定地域 (建ぺい率70% (角地加算後)、容積率200%)		
供給処理施設の状況	電 気	可	都市ガス	無
	上水道	20mmメーター設置済	公共下水道	整備済 (農業集落排水)
交 通 機 関	JR久大本線「向之原」駅 まで		約3.6km	(道路距離)
	「石城小学校前」コミュニティバス停 まで		約130m	(道路距離)
公 共 施 設	由布市役所挾間庁舎 まで		約3.5km	(道路距離)
特 記 事 項	<p>(1) 電気の引込工事が別途必要。</p> <p>(2) 対象地を取り囲む擁壁とフェンスが、対象地と県有地を跨って残っている。フェンスを施工する際は、大分県土木事務所の「施工承認」を経て行う必要あり。</p> <p>(3) 対象地と一体となっている県有地について払い下げを要する場合は、大分県土木事務所管理課と協議する必要あり。</p> <p>(4) 上水道について口径20mmのメーターが設置されており、開始届を由布市水道課に提出すれば利用可能なため、水道利用加入負担金及び引込工事は不要。</p> <p>(5) 農業集落排水の第1公共枿が対象地内に設置されており、開始届を由布市環境課に提出すれば利用可能なため、新規加入金及び引込工事は不要。</p>			